新システム導入による運用の変更点について

１.はじめに

令和８年１月３０日（金）から新システムを導入します。
これに伴う、運用の主な変更点は次のとおりです。

○ システムから随時予約申請ができるようになります

○ オンライン決済ができるようになります

２．予約申請について

・申請は、利用しようとする日が属する月の３か月前から７日前までとします。
※期日が土日・祝日等の休日に当たる場合は、その直前の平日までに申請をお願いいたします。
・利用団体がシステムで予約申請をした場合は、「仮予約」の状態となります。予約申請後（仮予約）は、職員が予約内容の確認を行い、承認をいたします。
・予約受付の御連絡等は原則メールで行います。利用団体の代表者（または事前に連絡者として指定いただいた会員）へ御連絡いたします。

３．納付方法について

・納付期限は利用日の１日前までです。
・利用料は、予約の承認が下りた後に納付可能です。「仮予約」の段階では納付はできませんので、御了承ください。
・システム上で支払い方法を選択することができます。
・現金払いの場合は、納付期限までに窓口（生涯学習課）にてお支払いいただきますようお願いいたします。
※　利用決定通知書は送付しないため、システム内「申請を確認する」で御確認ください。

４.継続・変更申請について

団体の継続申請や代表者等の変更申請は、システムからはできません。
継続・変更申請を行う際は、会員名簿の該当区分（継続、変更）に〇を付けて生涯学習課に提出してください（生涯学習課メール可）。なお、会員名簿については、新たに様式を定めるため、後日、市ホームページから御確認ください。
また、有効期限を過ぎると、システムにログインできなくなります。有効期限が切れた場合には、新規登録申請が必要になるため御注意ください。

５.その他

○　使用いただいていた登録番号は、システム移行に伴い、変更となります。
変更後の登録番号は後日改めてお伝えいたします。
○　減免登録団体は、利用申請時における減免承認申請書の提出が不要になります。
団体の減免区分に応じて利用料を判定するため、予約内容を御確認ください。
○　予約システム稼働時間は５：００～２３：５９です。オンライン決済も同様ですので御注意ください（メンテナンス等により、稼働時間内であっても利用できないことがあります）。